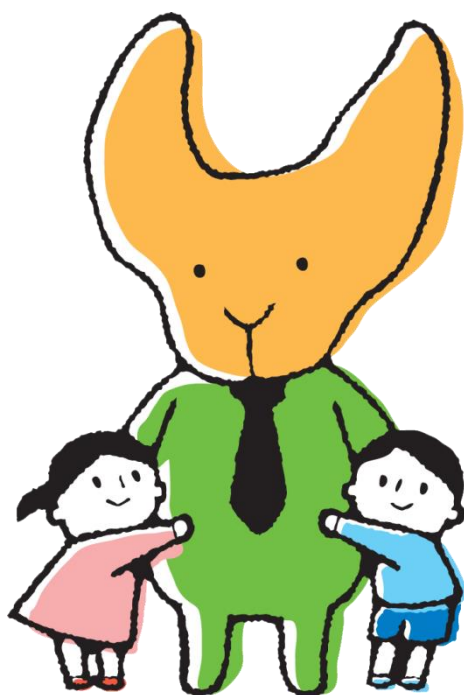


ひとり親家庭ハンドブック

令和7年度

ひとり親家庭の皆さんが日頃ご利用される制度、支援を紹介します。
各制度によって対象となる方が異なりますので、詳しくはそれぞれの
担当窓口までお問い合わせください。



由布市

目次

1、 経済的支援	ページ
① 児童手当	2
② 児童扶養手当	2～4
③ ひとり親家庭等医療費の助成	4～5
④ 就学援助（小・中学生）	5
⑤ 副食費の助成	6
⑥ 離婚時の年金分割制度	6
⑦ 放課後児童クラブ保護者負担金の助成	6
⑧ クーポンについて	7
⑨ 母子父子寡婦福祉資金の貸付	7～8
⑩ 奨学金（高校・大学など）	9
⑪ 生活福祉資金の貸付	10
⑫ 遺族年金	10
⑬ 障がいがある子どもへの経済的支援	10～11
⑭ その他優遇措置	11
2、 就労支援	
① 就労相談（母子父子自立支援員）	12
② 自立支援教育訓練給付金	12
③ 高等職業訓練促進給付金	12～13
④ 大分県母子家庭等就業・自立支援センター	13
⑤ ハローワーク大分	13～14
3、 子どもの支援	
	
① 保育所（園）等一時預かり	15
② 子育て短期支援事業	16
③ ファミリーサポートセンター	16
④ 病児・病後児保育	17
⑤ 放課後児童クラブ（小学生対象）	17～18
4、 相談	
各相談機関	19～20

1、経済的支援

①. 児童手当

児童手当は、高校生年代までの児童を養育している方に支給される手当です。離婚又は離婚協議（調停）中で父母が別居している場合は、子どもと同居している方が受給資格者となります（同居優先）。それを証明する書類が必要となります。受給者変更等の手続きが必要ですのでご相談ください。

また、ひとり親だった方が、婚姻された場合なども手続きが必要になりますので、ご相談ください。

問い合わせ先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262

②. 児童扶養手当

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（高校卒業まで）を養育しているひとり親家庭の父、母又は養育者に支給される手当です。父又は母が重度の障がいの状態にある場合は、ひとり親でなくても支給される場合があります。

（1）支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者（政令で定める程度の障がいがある場合は20歳未満の者）を育てている母子家庭の母若しくは父子家庭の父または養育者に支給されます。

- ・父母が離婚した児童
- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母が重度の障がいにある児童

※父又は母が障害年金を受け、子の加算がある場合、加算額と児童扶養手当の差額分を受給できる。

- ・父又は母の生死不明の児童
- ・父又は母から1年以上遺棄されている児童
- ・父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ・父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・未婚の母の児童
- ・生まれたときの事情が不明である児童（孤児など）



次のいずれかに該当する場合は支給されません

- ・受給者又は児童が日本国内に住所を有しないとき
- ・父又は母が婚姻の届出はしていなくても内縁関係などがあるとき
- ・児童が里親委託又は児童福祉施設、障害者福祉施設に入所しているとき

（2）支給月

1月、3月、5月、7月、9月、11月

- ・支給月の前月分までの2か月分を支給します。

（3）支給額（令和7年4月現在）

- ・対象児1人の場合：所得額の区分に応じ、月額46,690円～11,010円の範囲で支給
2人目以降：所得額の区分に応じ、月額11,020円～5,520円の範囲で加算

- ※ 受給者本人の所得が限度額を超えると、一部停止または全部停止となります。
- ※ 扶養義務者（同居の家族）の所得が限度額を超えると、全部停止となります。
- ・毎年 8 月には現況届の提出が必要です。

（４）所得限度額

所得が下表の額以上の方は、手当の一部または全部が支給停止になります。

扶 養 親 族等 の数	本人				配偶者・扶養義務者 孤児等の養育者	
	全部支給		一部支給			
	収入額（目安）	所得額	収入額（目安）	所得額	収入額（目安）	所得額
0 人	122 万円	69 万円	311.4 万円	208 万円	375 万円	236 万円
1 人	160 万円	107 万円	365 万円	246 万円	420 万円	274 万円
2 人	215.7 万円	145 万円	412.5 万円	284 万円	467.5 万円	312 万円
3 人	270 万円	183 万円	460 万円	322 万円	515 万円	350 万円
4 人	324.3 万円	221 万円	507.5 万円	360 万円	562.5 万円	388 万円
5 人	376.3 万円	259 万円	555 万円	398 万円	610 万円	426 万円

- ※ 所得とは、1 年間（1 月から 12 月）の収入全額からその収入を得るのに必要な経費を差し引いた額をいいます。養育費の 8 割分も所得として加算します。詳しくはお問い合わせください。
- ※ 扶養義務者とは、申請者本人と同居している直系三親等以内の親族及び兄弟姉妹を指します。複数ある場合は、所得が最も高い方が対象になります。
- ※ 1 月～9 月に申請された方は前々年（10 月～12 月の場合は前年）の所得が対象になります。

（５）手続き

手当を受けようとする人の請求に基づいて、申請日の翌月分から支給されます。申請の手続きは、本庁舎子育て支援課、挾間地域振興課、湯布院地域振興課の窓口で行うことができます。なお、個別の事情により、必要な書類が異なる場合がありますので、お早めにご相談ください。

（６）手当の一部支給停止措置について

「児童扶養手当の受給から 5 年又は支給要件に該当した月から 7 年を経過するなどの要件」に該当する受給者は、手当の支給額の 2 分の 1 が支給停止となります。ただし、「適用除外の事由」に該当する場合は、届出書を提出することにより減額させません。

- ※ 適用除外の事由：就業している、求職活動している、身体上又は精神上の障がいがあるなど

（７）公的年金について

障害者年金以外の公的年金等（※）を受給している方は、公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できます。（※）遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など。

（８）届出

次のような場合は、必ず届出が必要です。届出をしないまま手当を受給した場合は、手当を返還

していただくことがありますので、注意してください。

資格の消滅	・婚姻の届出がなくても事実上の婚姻関係と同様の状況となったとき 生活費の援助、頻繁な行き来があるなど ・児童が施設入所又は里親に委託されたとき ・刑務所などに拘禁中の配偶者が出所したとき ・児童を養育しなくなったとき ・遺棄している児童の父又は母から連絡、訪問、送金があったとき
減額の手当	・受給者が公的年金を受給するようになったとき（老齢年金・障害年金・遺族年金など） ・児童が公的年金を受給するようになったとき（遺族年金など） ※ たとえば母子家庭で、離婚後に父が死亡し、児童が遺族厚生年金を受給するようになったときも対象となりますので、届出が必要です。
申告の養育費	児童の父親又は母親から養育費等を受け取っている場合は、その額を申告する必要があります。前年 1 月から 12 月までに受け取った養育費等について正しい申告をしてください。

問い合わせ先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262

③. ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭の親と子、または父母のいない児童が健康保険証を使って医療機関を受診した場合に、保険診療の自己負担分を助成します。医療費の助成を受けるには、受給資格者証の交付を市の窓口にて受ける必要があります。

（１）対象者

母子家庭の母と児童および父子家庭の父と児童、父母のいない児童が対象となります。

- ・児童とは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの者をいいます。
- ・制度の利用に際しては所得の制限があり、所得の限度額は児童扶養手当に準じます。詳しくは、下記までお問い合わせください。
- ・生活保護を受けている人は対象となりません。

（２）助成内容

- ・児童への助成：入院や通院、薬局、いずれも無料となります。
- ・親への助成：自己負担金部分を除き、入院や通院、薬局、いずれも無料となります。

※ 自己負担金部分は以下のとおりです。

入院・・・1 医療機関につき 1 日 500 円（月 14 日まで、最大 7,000 円）

15 日目以降については、自己負担金はなく無料になります。

通院・・・1 医療機関につき 1 回 500 円（月 4 回まで、最大 2,000 円）

5 回目以降については、自己負担金はなく無料になります。

薬局・・・無料

※ 自己負担いただいた金額に対しても、それぞれの区分に応じ、助成が受けられます。

（医療機関発行の領収書や証明書を市役所へ提出してください。自己負担分は、後日口座

振込みにより助成をします)

※ 申請には有効期限があります。1 年間以内に申請してください。

- ・医療機関発行の領収書や証明書であっても、助成の対象外となる場合があります。

※ 例：予防接種料、健康診断料、入院時食事療養費、初診料加算 など

(3) 医療費の助成を受けるには

- ・対象者の方が県内の医療機関（医療行為等とならない整骨院、接骨院、鍼灸院などの受診を除きます。※該当する機関もありますので、窓口で確認してください。）等で受診等される場合は、その窓口で保険証と一緒に受給資格者証を提示してください。
- ・県外の医療機関等では、窓口で受給資格者証を提示しても、その場では助成は受けられません。このような場合は一旦、医療機関窓口で医療費（保険診療）の自己負担分を支払った後、市に払い戻しの申請をしてください。

※児童扶養手当とひとり親家庭等医療費助成の手続きに必要な物

- 申請者及び対象児童の戸籍謄本（発行から一か月以内のもの）

受給の理由（離婚・死亡）及びその日付が記載されているもの。戸籍謄本がすぐに発行できない場合は、離婚の受理証明で暫定的に受け付け後日戸籍を提出してもらうことで受付可能

- 個人番号が確認できるもの（マイナンバーカード、通知カード、個人番号入りの住民票）

※申請者・児童・扶養義務者

- 申請者名義の通帳

- 申請者および対象児童の健康保険証

- 申請者の年金手帳

- 本人確認書類（運転免許証など）

- その他、個別の事情により必要な書類



問い合わせ先：由布市子育て支援課

☎097-582-1262

④. 就学援助（小・中学生）

お子さんの小中学校・義務教育学校就学にあたり、経済的な理由でお困りの方に、就学に必要な費用（学用品費、修学旅行費）などを援助しています。

- (1) 対象者 児童扶養手当を受給しているなど、いくつか条件があります。

- (2) 申し込み 各学校に用意している「就学援助受給申請書」に必要事項を記入のうえ、学校へ提出してください。

※入学準備金・新入学学用品費（新小 1・新中 1 の児童生徒）

就学援助の対象となる家庭について、小学校又は中学校に入学する前に、新入学児童生徒学用品費を前倒し支給する制度です。

支給額の目安 小学校：57,060 円 中学校：63,000 円

問い合わせ先：由布市教育委員会学校教育課 ☎097-582-1179

：お子様が通学している学校

⑤. 副食費の助成

市内外の認可保育所及び認定こども園に通園する4歳児・5歳児の給食費のうちの副食費を毎月4千円まで助成します。

問い合わせ先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262

⑥. 離婚時の年金分割制度

離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。（配偶者が厚生年金を収めていた方）

年金分割の方法

（1）合意分割

- ・お二人からの請求により、年金を分割できます。
- ・年金分割の割合は、お二人の合意、または、裁判手続きによって決定されます。

（2）3号分割

- ・サラリーマンの妻である専業主婦の方など、国民年金第3号被保険者であった方からの請求により、年金を分割できます。
- ・年金分割の割合は、2分の1ずつとなります。
- ・平成20年4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象になります。

※いずれの場合も離婚後2年以内に手続きをしてください。

問い合わせ先：大分年金事務所 ☎097-552-1211

⑦. 放課後児童クラブ保護者負担金の助成

放課後児童クラブを利用している保護者の世帯状況や収入状況により、クラブ利用料を助成する制度があります。

（1）助成対象となる理由と助成金額

助成の対象になる理由	助成する金額
生活保護を受けている	月額 4,000 円（利用料が 4,000 円未満の場合は全額）
児童扶養手当を受給している	月額 2,000 円 （利用料が 4,000 円未満の場合は月額の 1/2）
就学援助を受けている	
世帯全員の市町村民税が非課税である	

（2）申請方法

各庁舎の窓口に「由布市放課後児童健全育成事業利用料助成金交付申請書兼委任書」と必要書類を提出してください。（必要書類等の詳細は、お問い合わせください。）

問い合わせ先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262



⑧. クーポンについて

1. おおいた子育てほっとクーポン（※令和5年4月からは発行されません。）

令和4年度中に生まれた方に配布している「おおいた子育てほっとクーポン」です。

このクーポン券は子育て支援サービスに利用できますので、是非ご活用ください。

（1）利用できるサービス

- ・一時預かり ・延長保育 ・病児、病後児保育
- ・ファミリーサポートセンター
- ・予防接種（インフルエンザ・おたふくかぜ）
- ・読み聞かせ絵本の購入 ・母乳マッサージ、ベビーマッサージ
- ・フッ素塗布・障害児通所支援
- ・産後ケア事業 ・乳幼児用オムツ、ミルクの購入

（2）有効期限

満3歳の誕生日の前日

問い合わせ先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262

2. 由布市すくすくおむつクーポン

市では、物価高騰の影響を受ける子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子育てに必要なおむつを購入することに対し、その一部を助成します。

- 対象者 令和7年度発行分は、令和5年4月2日から令和8年4月1日までの間に生まれた児童かつ申請時に由布市内に住民票を有する児童の保護者の方
- 支給内容 対象のお子さん1人につき、額面千円券を20枚(2万円分)を支給
- 有効期限 支給した日から1年間
- 対象商品 ①紙おむつ ②布おむつ ③おむつライナー ④おしり拭き
- 使用方法 市と取扱いに関する協定を締結した取扱店(詳細はホームページにて随時掲載)において、対象となるおむつを購入する際に使用することができます。
- 申請方法 市役所庁舎(本庁舎及び挾間・湯布院の各庁舎)にて「由布市すくすくおむつクーポン券」交付申請書に記入して提出してください。審査の上、その場でクーポン券を支給します。
- 申告期限 令和8年3月31日(火)まで。ただし、令和8年3月1日から令和8年4月1日の間にお子さんが生まれて対象者になった方や令和8年3月1日から令和8年3月31日までの間に市外からの転入等の事由により対象者になった方は、令和8年4月30日(水)まで申請が可能です。

問い合わせ先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262

⑨. 母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子家庭等の経済的自立の助成と児童の福祉を増進するため、各種資金の貸付を行っています。

（1）貸付対象

- ・母子家庭の母で20歳未満の児童を扶養している人
- ・父子家庭の父で20歳未満の児童を扶養している人
- ・父母のいない20歳未満の児童

- ・配偶者のない女性でかつて母子家庭の母であった人
- ・40歳以上の配偶者のない女性で、母子家庭の母及び寡婦以外の人

(2) 資金の種類

資金名	貸付対象	内容
事業開始	父・母・寡婦	事業を開始するために必要な設備、備品等の購入費など
事業継続	父・母・寡婦	事業継続に必要な商品、材料など
修学	児童	高校や大学などに修学するために必要な授業料、学用品代、通学費用など
技能習得	父・母・寡婦	自ら事業開始や就職するために必要な各種養成学校などの授業料、交通費など
修業	児童	児童が事業開始や就職するために必要な各種養成学校などの授業料、交通費など
就職支度	父・母・寡婦	就職に際して必要な衣服、通勤用自動車の購入費など
医療介護	父・母・寡婦・児童	医療を受けるために必要な費用など
生活	父・母・寡婦	技能習得期間中の生活資金、ひとり親になって間もない時期（7年未満）の生活資金など
住宅	父・母・寡婦	住宅の補修。保全、改築、増築、又は新築に必要な費用
転宅	父・母・寡婦	住居の移転の際の敷金や引っ越しに要する運送代など
就学支度	児童	高校や大学などの入学金や制服、教材費などの購入費
結婚	児童	児童が結婚するために必要な費用

(3) 保証人等

- ・貸付金を利用する際には連帯保証人が必要となる場合があります。
- ・児童（子）を対象にした資金は、その対象児童も借主となります。

(4) 申請の受付期間

- ・随時受け付けています。

(5) その他

- ・資金の利用については、所得等貸付条件についての審査があります。
- ・貸付申請を行う前に、貸付の目的となる事業計画に着手した場合や、学校の入学金等を既に納入した場合などは貸付できません。必ず事前にご相談ください。
- ・この貸付金は、申請から貸付金の交付まで一定の日数（1ヶ月～2ヶ月）を要します。弾力的な資金計画を立て、早めにご相談ください。
- ・修学資金は、他の奨学金や他の就学資金との併給は行いません。
ただし、他の奨学金等の貸与月額が本資金の貸付限度額以下である場合で特に必要と認められる場合は、その差額の範囲内で貸付できます。

問い合わせ先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262

⑩. 奨学金

様々な団体の奨学金がありますが、ここでは身近な「由布市奨学会」「大分県奨学会」「日本学生支援機構」をご紹介します。

☆由布市奨学金

由布市では「一般型奨学資金」と「返還免除型奨学資金」の貸与を行っています。

対象者

・保護者または世帯主が1年以上由布市に在住している人。その他要件があります。詳しくはお問い合わせください。

貸与金額

- 〈修学奨学資金〉 ○高校生（高専生）・・・・・・・・・・12,000円（月額）
 ○大学生（短大生、専門学校生）・・・・・・20,000円（月額）
〈入学一時金〉 ○20万円以内（高校生は対象外です）

問い合わせ先：由布市教育総務課 ☎097-582-1177

☆大分県奨学会奨学金

高等学校等・大学・短期大学の在学者を対象に無利子の奨学金を貸与します。

対象者

- ・保護者などが県内に住所を有する者
- ・優秀で勉学意欲がありながら経済的理由により就学が困難な者

※この制度は母子父子寡婦福祉資金、独立行政法人日本学生支援機構奨学金、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金、特別支援教育就学奨励費支弁区分1と併給はできません。

問い合わせ先：大分県奨学会

（住所）大分市府内町3-10-1 大分県庁舎別館7F

☎097-506-5620 FAX：097-533-7484

☆日本学生支援機構奨学金

大学・短期大学・高等専門学校・専修学校にかよっている学生を対象に給付型奨学金と貸与型奨学金があります。

学力基準や家計基準があります。

問い合わせ先：在籍する学校、または、
日本学生支援機構奨学金相談センター ☎0570-666-301



⑪. 生活福祉資金の貸付

低所得世帯等の暮らしの安定のため、目的によって無利子または低利で各種の貸付を行っています。

(1) 貸付対象

- ・低所得世帯（市県民税が非課税又は均等割課税程度の世帯）
- ・障がい者世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯）
- ・高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する 65 歳以上の高齢者の属する世帯）

(2) 資金の種類

総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、緊急小口資金、不動産担保型生活資金

※ この制度は、他制度（母子父子寡婦福祉資金、日本学生支援機構、大分県奨学会）が利用できる場合はそれを優先する。

問い合わせ先：由布市社会福祉協議会 ☎097-582-2756

⑫. 遺族年金

☆遺族基礎年金

国民年金の被保険者、または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人などが死亡した時、その遺族に支給されます。

手続きは、本庁舎保険課・挾間地域振興課・湯布院地域振興課で行います。

問い合わせ先：由布市保険課 ☎097-582-1121

☆遺族厚生年金

厚生年金の被保険者、または老齢厚生年金の受給資格期間を満たした人などが死亡した時、その遺族に支給されます。

問い合わせ先：日本年金機構大分年金事務所 ☎097-552-1211

⑬. 障がいがある子どもへの経済的支援

☆特別児童扶養手当

(1) 支給対象者

身体または精神に政令で定める程度の障がいをもつ 20 歳未満の児童を養育している家庭

※ 扶養親族等の数により所得制限あり

(2) 支給額（令和 7 年 4 月現在）

障がいの程度で 1 級・2 級に分かれる。

1 級 56,800 円 2 級 37,830 円

(3) 支給月 4 月・8 月・11 月

(4) 手続き

申請の手続きは、本庁舎子育て支援課、挾間地域振興課、湯布院地域振興課の窓口で行うことができます。

問い合わせ先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262

☆障害児福祉手当

身体又は精神に重度の障がいがあるため日常生活に常時の介護を要する 20 歳未満の児童に支給される手当です。※所得制限あり。

(1) 支給月 2 月、5 月、8 月、11 月

(2) 手当月額(令和 7 年 4 月現在) 16,100 円

問い合わせ先：由布市福祉課 ☎097-582-1265

⑭. その他優遇措置

☆JR通勤定期券の割引

児童扶養手当を受給している方の世帯員は、JR の通勤定期乗車券を 3 割引で購入できます。購入には、子育て支援課で発行する証明書が必要です。

※本人の顔写真(最近 6 ヶ月以内に撮影したもの、正面上半身縦 4cm×横 3cm)、児童扶養手当証書を持参してください。

問い合わせ先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262

☆税の軽減

配偶者と死別・離婚等されたひとり親家庭の方は、所得税および市民税・県民税の寡婦(夫)控除(所得控除)の適用が受けられる場合があります。なお、寡婦(夫)控除の適用を受けるためには、所得金額が一定額以下であることや扶養親族がいることなどの要件があります。

詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先：所得税・・・・・・・・大分税務署 ☎097-532-4171

市民税・県民税・・・・・・・・由布市税務課☎097-582-1269



2、就労支援

①. 就労相談

母子・父子自立支援員が就労の相談に応じます。ニーズに応じてハローワークなどの関係機関へ繋ぎ、就職に有利な資格取得のための支援事業などの情報提供を行い、ひとり親家庭の自立支援を行います。履歴書の書き方、面接の仕方なども一緒に考えます。毎月1回、ハローワークの職員が由布市に出張して就労に向けて手続きをしてくれます。

尚、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向け意欲的に取り組むひとり親家庭の方を対象に、償還免除付で家賃の支払いを支援する「住宅支援資金」の貸付を行っています。

問い合わせ先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262

②. 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母または父子家庭の父が就業に結びつく資格を取得するにあたり、給付金を支給します。

(1) 対象者

- ・市内に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父で、次のすべてに該当する方。
 - 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けていること
 - 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練が適職に就くために必要であると認められること
 - 過去に自立支援教育訓練給付金や類似制度による支援を受けたことがないこと

(2) 対象講座

- ①雇用保険の一般及び特定一般教育訓練給付の対象となる講座
- ②雇用保険の特定一般教育訓練給付金・専門実践教育訓練給付の対象となる講座

(3) 支給額等（令和7年4月現在）

- ・支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の60%に相当する額です。上限は①は20万円、②は40万円で1万2千円を超えない場合は支給されません。専門実践教育訓練給付金の指定講座を受講した場合の上限は、160万円（修学年数×40万円）となります。

(4) 事前申請

- ・受講開始前に「自立支援教育訓練給付金対象講座指定申請書」と自立に向けた計画(母子父子自立支援プログラムの策定)を立てる必要がありますので、お早めに相談ください。

問い合わせ先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262

③. 高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母または父子家庭の父が専門的な資格を取得するため養成機関で修業する場合、受講期間のうち一定期間について高等職業訓練促進給付金（生活費）を支給します。また、修了支援給付金を修了後に支給します。

(1) 対象者

- ・市内に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父で、次のすべてに該当する方。
 - 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けていること。

- 養育機関において半年以上のカリキュラムを修業し、対象となる資格取得が見込まれる方
- 仕事又は育児と修業の両立が困難であると認められる方
- 過去に高等職業訓練促進給付金の支給を受けたことがない方
- ※ 生活保護を受けている方は対象者となりません。

(2) 対象資格

- ・看護師（准看護師）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、その他上記に準じて市長が認める資格

(3) 支給期間・支給額

- ・支給期間は上限 4 年です。条件により対象期間が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

＜支給額＞

	高等職業訓練促進給付金	修了支援給付金
市民税非課税世帯	100,000 円/月額	50,000 円
市民税課税世帯	70,500 円/月額	25,000 円

※ 修学の最終年限 1 年間に限り支給額を 4 万円加算します。

(4) 事前相談

- ・支給を希望される方は、養成機関での修業開始前に事前相談をお願いします。

問い合わせ先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262

(5) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付

- ・上記給付金受給者に対して貸付を行い、5 年間就業継続した場合、返還免除となります。

問い合わせ先：(社) 大分県社会福祉協議会 ☎097-515-7771

④. 大分県母子家庭等就業・自立支援センター

母子家庭の母などを対象として、専門の支援員による就労相談や職業紹介を行っています。お気軽にご利用ください。

相談日時：火～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 6 時
月・日曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時
祝日・土曜日は休日

場所：大分市大津町 2 丁目 1 番 41 号 大分県総合社会福祉会館 3 階

一般財団法人 大分県母子寡婦福祉連合会内

☎097-552-3313

⑤. ハローワーク大分

ハローワーク大分では、就職や転職を考えている方を対象にさまざまな就労支援サービスを行っています。

(1) ハローワーク本庁舎

求職登録や相談窓口での職業相談、パソコンによる求人検索や定期的な求人情報の発行を行っています。また、希望する求人への紹介状交付や再就職に役立つ各種情報を提供しています。

☎097-538-8609

雇用保険を掛けて働いていた方が失業した場合、失業保険が受けられる場合があります。手続きについては給付課に問い合わせてください。

☎097-538-0800

(2) ハローワーク分庁舎

「児童扶養手当受給者」「生活困窮者」などの方を対象として、専門の支援員が集中的に就職支援を行っています。

場所：大分市都町 4 丁目 2-29 東海ビル 2 階（ハローワーク大分のすぐ隣）

☎097-538-8631

(3) ハローワークプラザおおいた（オアシスひろば地下 1 階）

「マザーズコーナー」子育てをしながら就職を希望する方に対して、子どもを連れて来所しやすい環境を整備し、個々の希望やニーズに応じたきめ細やかな就労支援を行っています。キッズコーナーも設置していますので安心して利用ができます。

☎097-533-6969

職業訓練制度の受講（公共職業訓練・求職者支援訓練）「新しいスキルを身につけたい」「資格をとりたい」など就職に必要な技能・知識を身につける職業訓練の制度があります。訓練内容は事務、パソコン簿記、介護初任者研修、建築 CAD など多岐にわたり、受講料原則無料です。（テキスト代は自己負担）☎097-534-8680

3、子どもの支援

①. 保育所（園）等一時預かり



（１）対象

- ・市内に住所を有している就学前の児童。
- ・集団生活になじめる児童
- ・保育所・幼稚園・認定こども園等に通っていない又は在籍していない児童

（２）内容

- ・病気や冠婚葬祭、保護者のリフレッシュなどで一時的に保育を必要とするこどもの保育

（３）実施場所

＜① 保育園等で実施する一時預かり＞

由布川保育園	097-583-3453	挾間町古野 104 番地 1
はさまこども園	097-583-0109	挾間町挾間 114 番地
みずほ保育園	097-583-8008	挾間町挾間 135 番地 10
みやたこども園	097-583-1544	挾間町北方 602 番地 1
きらりこども園	097-583-6500	挾間町挾間 625 番地 1
あなみ保育園	097-582-1221	庄内町東長宝 596 番地 1
ありのみ保育園	097-582-0137	庄内町庄内原 366 番地 4
ひばりこども園	097-582-1471	庄内町柿原 410 番地 1
聖愛こども園	0977-84-2317	湯布院町川上 2990 番地 1 4
湯布院すみれこども園	0977-85-2134	湯布院町川上 2542 番地

＜② その他の箇所で実施する一時預かり＞

こどもルームはさま	097-583-8220	挾間町向原 128 番地 1
-----------	--------------	----------------

（４）利用方法

- ・実施場所、各保育所（園）やこどもルームに、直接、利用申込み申請してください。
- ・行事や預かりの状況などで、希望する日に受け入れができない場合もあります。また、利用できる日数に制限があります。

（５）利用料

＜① 保育園等で実施する一時預かり＞

- 一日の利用時間が 4 時間以下・・・・・・ 1 回 900 円
- 一日の利用時間が 4 時間を超え 8 時間以内・・・・ 1 回 1,800 円

＜② その他の箇所で実施する一時預かり＞

- 一日の利用時間が 2 時間以内・・・・・・ 1 回 450 円
- 一日の利用時間が 2 時間を超え 4 時間以内・・・・ 1 回 900 円
- 一日の利用時間が 4 時間を超え 6 時間以内・・・・ 1 回 1,350 円
- 一日の利用時間が 6 時間を超え 8 時間以内・・・・ 1 回 1,800 円

問い合わせ先：各保育所（園）、こどもルーム ＜上記の電話番号まで＞

②. 子育て短期支援事業

保護者の方が事故・病気などにより子どもの養育が一時的に困難となった場合など、緊急一時的保護を必要とする場合に、児童養護施設などでお預かりします。

(1) 制度の内容

《ショートステイ》・・・宿泊を伴う利用

- ・利用期間 原則 7 日／月以内です。
- ・利用料 2 歳未満児 900 円（1 日）
2 歳児以上児 1,000 円（1 日）

《トワイライトステイ》・・・平日の夜間・休日預かり

支援事業実施日	利用時間	利用料金(日額)
平日夜間預かり	夕方～午後 10 時まで	250 円
休日預かり	朝～午後 6 時まで	460 円

※生活保護世帯、市民税非課税世帯は費用の一部を減免する制度があります。

※受入施設との調整がありますのでなるべく早めに申請してください。

※受入施設の入所状況によっては受け入れが困難な場合があります。

※施設への送迎は保護者方をお願いします。

申込み先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262



③. ファミリーサポートセンター

子育てのお手伝いをしたい人（援助会員）と、子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）が会員となって、子どもの世話を一時的に有料で援助しあう組織です。保育所（園）・幼稚園などの送迎（その前後の預かりを含む）に、また家庭での子育てのストレスを感じた時のリフレッシュなど、健やかに子どもを育てるために利用してください。

(1) 制度の内容

援助活動実施日	利用時間	利用料金(1 時間)
平日	午前 7 時～午後 8 時まで	600 円
	上記以外の時間	700 円
休日・祝日・12/29～1/3	終日	700 円

※預かりは原則、援助会員の家庭での保育になります。

（子どもの宿泊は、行わないこととします。）

※兄弟姉妹で利用する場合は複数保育になります。

問い合わせ先：山家学園 ☎080-2742-2659

（平日 9：00～18：00）

④. 病児・病後児保育

(1) 対象

次のいずれにも該当する児童を対象とします。

- ・大分県内に住所を有している小学生までの児童
- ・病気の回復期および病気の回復期に至らないことから集団保育等が困難な児童
- ・保護者の就労、疾病、事故、出産等社会的にやむを得ない事由により家庭での保育が困難な児童

(2) 由布市が今年度、事業委託している施設

	キッズケアクラブ いまじん (おざきホームケアクリニック)
場所	庄内町庄内原 838 番地 7
電話	097-582-0520 080-8391-7651
利用時間	月～金曜日 午前 8 時半～午後 5 時半

(3) 利用方法

- ・施設に利用日の前日までに電話で利用の予約を行ってください。
- ・昨年、大分県の病児保育事業の広域化が始まり、スマートフォンで病児保育運営支援システム「あずかるこちゃん」を使って、空き状況が確認できるようになりました。

(4) 利用料金

- ・利用者 1 日 1 人当たり 2,000 円以内

※ 生活保護世帯または非課税世帯の人は費用を減免する制度があります。

(該当する場合は診療依頼証または所得税額証明を持参してください。)



⑤. 放課後児童クラブ

(1) 対象

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象とします。

(2) 実施施設

ク ラ ブ 名	実施場所	電話
谷っ子児童クラブ	挾間町谷 699 番地 (小学校敷地内)	097-583-0323
石城児童クラブ	挾間町来鉢 61 番地 (共用型施設内)	097-547-8915
くすのき児童クラブ (第 1～第 4)	挾間町向原 128 番地 1 (市役所挾間庁舎 1 階)	097-574-5705
みやたキッズクラブ (第 1・第 2)	挾間町北方 573 番地 (こども園内)	097-583-5440
由布川児童クラブ (第 1～第 3)	挾間町古野 211 番地 1 (小学校敷地内)	097-583-4119
あなみ児童クラブ	庄内町東長宝 596 番地 1 (保育園内)	097-582-1221
西庄内児童クラブ	庄内町庄内原 362 番地 3 (ほのぼの交流館内)	097-582-1633
ひばり児童クラブ	庄内町柿原 400 番地 3 (こども園内)	097-582-1472
かわにし児童クラブ	湯布院町川西 371 6 番地 1 (小学校余裕教室)	0977-84-2501

ゆふいん児童クラブ（第1～第3）	湯布院町川上3757番地1（小学校敷地内）	0977-84-2656
塚原高原キッズクラブ	湯布院町塚原521番地6	代表電話なし

（3）利用申込

- ・各実施施設へ、直接、申し込みを行ってください。

（4）利用料金・運営時間

- ・利用料やクラブの運営時間については、運営行事などと併せ、各クラブが設定しています。
 ※ 利用料金は4,000円～6,500円の範囲で設定されています。（おやつ代を含む。）

4、相談窓口

①.「母子・父子自立支援員」

ひとり親家庭や寡婦の皆さんの総合的な相談窓口として、母子・父子自立支援員が配置されています。関係機関とも連携し、助言や情報提供を行っています。また、相談者個別の母子・父子自立支援プログラムを作成、就労支援など、自立に向けたきめ細やかなお手伝いをしています。

相談窓口 子育て支援課：☎097-582-1262

②.「大分県母子・父子福祉センター」(大分市大津町 2-1-41)

ひとり親家庭の生活一般相談

平日 8:30～18:00 (月曜・日曜は、17:00 まで) 土曜・祝日は休館日

女性弁護士による無料相談 年間 17 回 実施時間 13:00～17:00 相談時間 30分(1 日 8 名まで) ※要予約

4/17 5/14 6/12 7/17 7/31 8/21 9/11 9/25 10/9
10/ 23 11/6 11/20 12/11 1/8 1/ 22 2/19 3/ 12

(養育費・慰謝料・遺産相続・子どもの親権・金銭の貸借問題・家、土地問題)

※ 来所できない場合は、電話でも相談できます。緊急の場合もご連絡ください。

☎097-552-3313

③. 養育費相談支援センター

電話相談 : ☎0120-965-419 (携帯電話は使えません。)

☎03-3980-4108 (ご希望により当センターが電話をかけなおしています。)

平日 (水曜を除く) 10:00～20:00 水曜 12:00～22:00

土曜・祝日 10:00～18:00 ※日曜・振替休日は、電話相談はお休み

メール相談 : info@youikuhi.or.jp (相談員が数日中に回答を送信します。)

④. 家庭裁判所 (大分市荷揚町 7-15)

個人間などの法律的な紛争 (離婚調停・養育費請求調停・面会交流調停・親権者変更・子の氏の変更・年金分割調停など) を申立し解決を図ります。

☎097-532-7161

⑤. 法テラス (大分市城崎町 2-1-7)

・弁護士相談 (離婚相談・相続・金銭トラブルなど民事全般)

・毎週火・水・木曜日 9:30～15:00 ※Web 予約可

○由布ほのぼのプラザ (由布市庄内町庄内原 365-1)

毎月第2水曜日 13:30～15:30

○湯布院福祉センター (由布市湯布院町川上 2863)

毎月第4水曜日 13:30～15:30

経済的に余裕がない場合 (収入・貯金額などで決まる) 無料で3回まで相談ができます。

☎0570-078363

(平日 9:00～17:00)

⑥. 大分県女性相談支援センター（大分市荏隈町 2-1-3）

電話相談や来所相談等により、女性から発信されるさまざまな問題（DV・離婚問題など）について、女性相談員が応じています。

月～金 9：00～21：00 土・日・祝 13：00～17：00 18：00～21：00

☎097-544-3900

⑦. 大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）（大分市東春日町 1-1）

女性が抱える様々な問題や悩みを解決するための助言や情報提供を行っています。

☎097-534-8874

男性が抱える様々な問題や悩みを解決するための助言や情報提供を男性相談員が行っています。

☎097-534-8614

月曜～金曜 9:00～16:30

⑧. 公営住宅

公営住宅に入りたい方

平日 8:30～17:00

市営住宅 大分県住宅供給公社 ☎097-529-7891（由布市営住宅管理センター）

県営住宅 大分県住宅供給公社 ☎097-532-5137

《× モ》



